

# 国別障害関連情報

## エティオピア連邦民主共和国

平成 14 年 3 月  
国際協力事業団  
企画・評価部

国別障害関連情報については、現地で入手可能な情報をもとに取りまとめたものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

**国別障害関連情報**  
**エチオピア連邦民主共和国**

**目次**

図目次 .....	ii
略語表 .....	iii
1. 基礎指標 .....	1
1-1. 一般指標 .....	1
1-2. 障害関連指標 .....	3
2. 障害に関する概要 .....	6
2-1. エチオピアにおける障害の定義 .....	6
2-2. 障害に関する現状 .....	7
2-3. 障害に関する調査・統計の整備状況 .....	8
3. 障害関連政策 .....	9
3-1. 障害関連行政 .....	9
3-2. 障害関連法律 .....	11
3-3. 障害関連施策 .....	12
3-4. 施策の概要 .....	12
3-5. 障害分野専門家・ワーカー .....	16
4. 障害分野における活動の概況 .....	18
4-1. 障害関連団体による活動 .....	18
4-2. 国際機関・その他の機関の障害分野に関する援助実績 .....	18
5. 参考資料 .....	19

## 図目次

図 1：障害種別割合（1994 年） .....	3
図 2：障害者の年齢別割合（1994 年） .....	3
図 3：地域別障害者数（1994 年） .....	4
図 4：各障害種における男女別割合 .....	5

## 略語表

CBM	Christian Blind Mission
CBR	Community-based Rehabilitation
GDP	Gross Domestic Products
GNP	Gross National Products
ILO	International Labour Organization
MOLSA	Ministry of Labour and Social Affairs
NGO	Non-governmental Organization
OJT	On-the Job Training
RAD	Rehabilitation Affairs Department
UNDP	United Nations Development Programme
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
UNICEF	United Nations Children's Fund
USAID	United States Agency for International Development
WHO	World Health Organization

## 1. 基礎指標

### 1-1. 一般指標

#### セクター別政府支出<sup>1</sup>

保健医療（対 GDP 比）	1.7%	1990-98 年
教育（対 GNP 比）	4.0%	1997 年
社会福祉（対公共支出）	N/A	
軍事・防衛（対 GNP 比）	1.9%	1997 年

#### 人口<sup>2</sup>

総人口	62.8 百万人	1999 年
女性人口比率	49.8%	1999 年
都市人口比率	17.2%	1999 年
平均寿命（全体）	42.4 才	1999 年
男性	41.4 才	1999 年
女性	43.4 才	1999 年

#### 医療

医療従事者数		
医師 1 人あたりの人口	N/A	
看護師・助産師 1 人あたりの人口 <sup>3</sup>	12,500 人	1992-95 年

<sup>1</sup> World Bank. World Development Report 2000-2001

<sup>2</sup> World Bank. World Development Indicators 2001

<sup>3</sup> UNDP. Human Development Report 2000

教育<sup>4</sup>

教育制度		
初等教育年数	6年	
義務教育年数	6年	
成人識字率 <sup>2</sup>		
男	42.8%	1999年
女	31.8%	1999年
就学率		
初等教育（純就学率）		
全体	32%	1996年
男	38%	1996年
女	24%	1996年
初等教育（総就学率）		
全体	43%	1996年
男	55%	1996年
女	30%	1996年
中等教育（純就学率）		
全体 <sup>5</sup>	25%	1997年
男	N/A	
女	N/A	
高等教育（総就学率）		
全体	0.8%	1996年
男	1.3%	1996年
女	0.3%	1996年

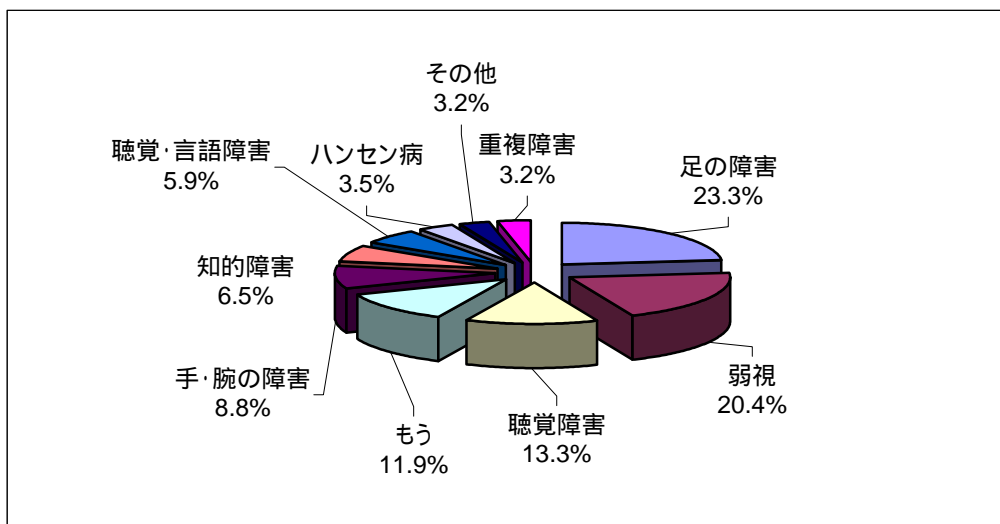
<sup>4</sup> UNESCO. Statistical Yearbook 1999

<sup>5</sup> USAID ESDS. GED2000 Retrieved February 21, 2002, from <http://qesdb.cide.org/ged/index.html>

1-2. 障害関連指標

障害種別統計

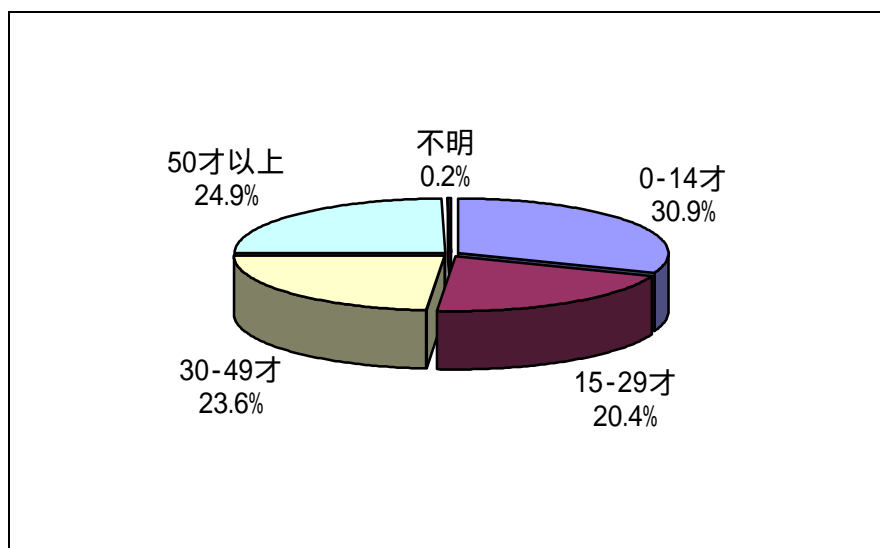
図 1：障害種別割合（1994 年）



出典: WIBD Consult (2000), *Country Profile Study on Persons with Disabilities, Ethiopia*

年齢別統計

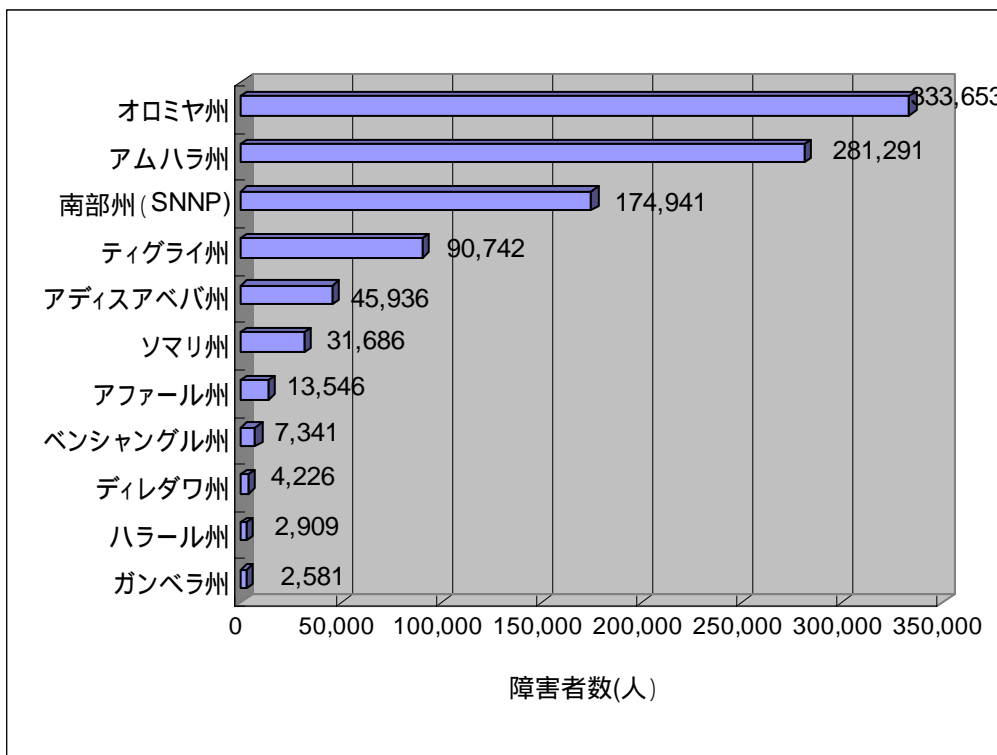
図 2：障害者の年齢別割合（1994 年）



出典: WIBD Consult (2000), *Country Profile Study on Persons with Disabilities, Ethiopia*

地域別統計

図 3：地域別障害者数（1994 年）

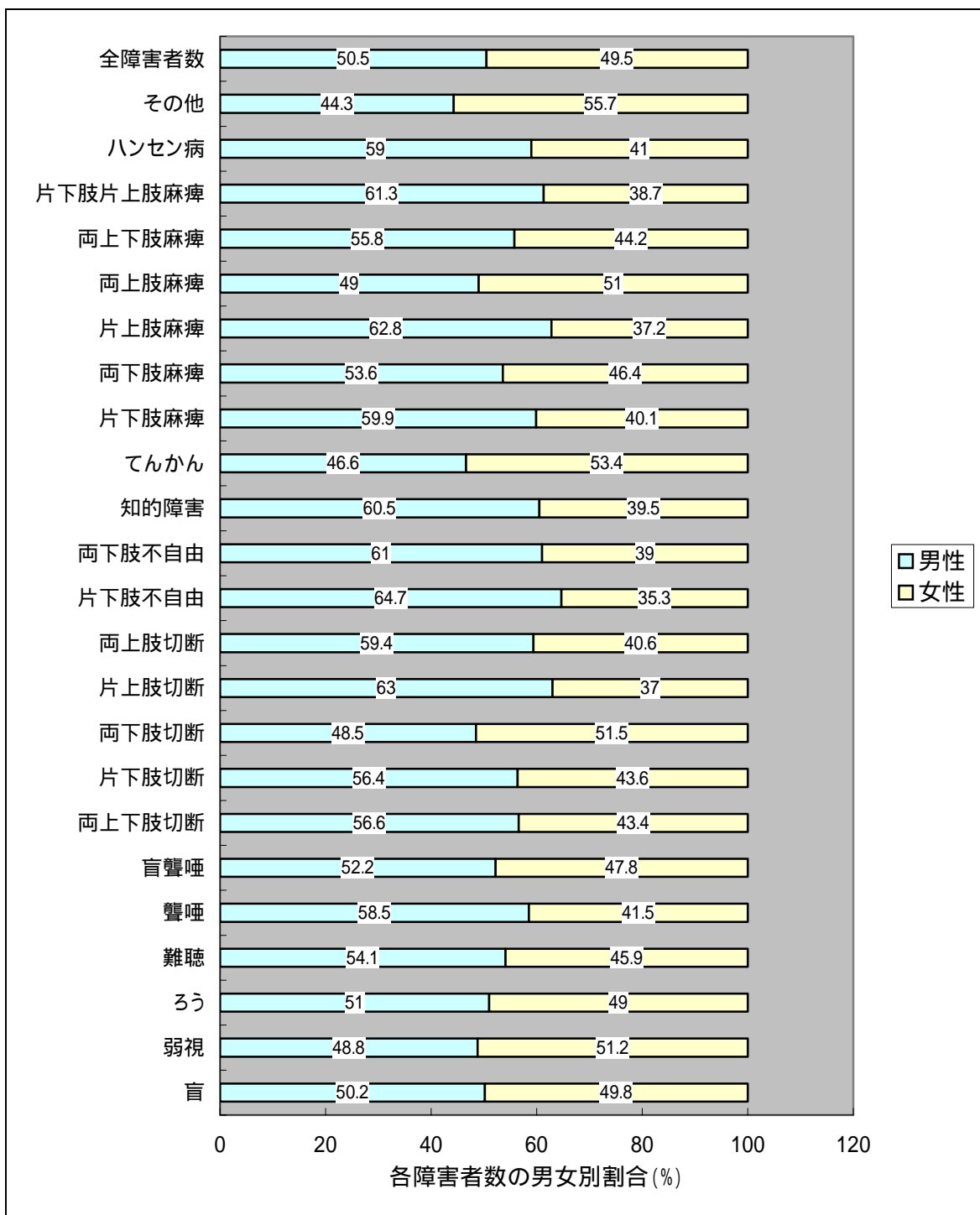


出典: WIDB Consult (2000), *Country Profile Study on Persons with Disabilities, Ethiopia*



ジェンダー別統計

図 4：各障害種における男女別割合



出典: WIDB Consult (2000), *Country Profile Study on Persons with Disabilities, Ethiopia*

## 2. 障害に関する概要

### 2-1. エチオピアにおける障害の定義

エチオピアでは、世界保健機関（WHO）<sup>6</sup>と国際労働機関（ILO）<sup>7</sup>による障害の定義に従い、以下のように定義している。

「障害者とは身体的・精神的能力が不十分であるために、自分自身で通常の生活を確立することができない人である。」<sup>8</sup>

エチオピアの新聞（Nagarit Gazeta 紙）によると、皇帝ハイレ・セラシエ I 世統治下の 1970 年法令第 70 号（Order No. 70）では、「障害者とは通常の身体的・精神保健上の制約により、生計を立てることができず、支援者もいない人である。年齢的制約（高齢および若年齢）によって生計が立てられない人も含まれる。」と表現している。

同 Nagarit Gazeta 紙によると、暫定政権下の 1994 年宣言第 101 号（Proclamation No. 101）では、「障害者とは自然または人為的な原因によって、見る、聞く、話すことができないまたは負傷や精神的な発達遅延がある人を指す。ただし、アルコール中毒者、麻薬中毒者、社会的に逸脱した行為による精神的な問題を持つ者は含まれない。」と説明している。

ハンディキャップや機能障害（impairment）という用語は、国際的基準に基づいて使用されている。

---

<sup>6</sup> WHO による定義：「障害とは、人間として普通と考えられる方法で活動を行う能力が、障害により制約されたり欠如していることである。」WHO in 1976 by Helander, E. (1993), *Prejudice and Dignity, Introduction to Community Based Rehabilitation*. New York: UNDP.

<sup>7</sup> ILO による定義：「障害とは、一般的に日常生活に欠かせない基本的活動（自己ケア、社交、経済活動など）を年齢、性別、社会的役割に応じて行うことが、身体的な制約・障害が原因となって困難である状態を指す。」

<sup>8</sup> Guide for services the Handicapped in Ethiopia by Tirussew Tefera June, 1991. Addis Abeba

## 2-2. 障害に関する現状

インターナショナル・リハビリテーション・レビュー誌 (International Rehabilitation Review)<sup>9</sup>によると、全世界人口の約10%が障害を持っており、その80%は発展途上国の人々である。発展途上国の障害者のほとんどは、資源の不足やその他の要因によりリハビリテーションサービスを受けることができない状況にある<sup>10</sup>。

エチオピアの障害者はさらにひどい状況にあり、出生前後の様々な要因（感染症、出産時の不慮の事故、栄養不足、栄養失調、弊害のある文化的習慣、子どもの適切なケアの不足、内戦、旱魃、飢餓など）や、早期に一次的・二次的予防手段を取っていないことがその原因となっている。

エチオピアにおける最近の障害関連の問題点は以下のとおりである。

- 民衆の理解不足
- 障害の発生数や状況に関する情報の不足
- 職業訓練の斡旋や保健施設などの基本的なニーズの充足不足
- 補そう具の入手の問題

エチオピアでは障害（ハンディキャップ）は精神的な悪と関係があるとされることがあり、障害者を公共の場から遠ざけている。このことは、障害者の家族が障害者を匿ったり、障害に関する情報・統計が不正確である原因となっている。

障害に関する問題をなくすために、エチオピア連邦民主政府は労働・社会問題省のもとにリハビリテーション局を設置した。この局の主な活動はリハビリテーションの実施、能力強化、意識の向上などである。政府の行政組織は地方分権化されており、地方行政組織は区域からワレダ（Woreda、日本の「区」に相当する）のレベルにまで拡大された。

団体に関しては、障害者は5つの協会と1つの連合を組織し、障害者の権利のアドボカシー活動を行っている。

<sup>9</sup> UNICEF (1988), *Rehabilitation International Technical Support Program to Prevent Childhood Disabilities and to Help Disabled Children Vol. 7*, UNICEF.

<sup>10</sup> Tirussaw, T. (1998), *Persons with Disabilities of High Achievement Profile in Ethiopia*, Radd Barner.

### 2-3. 障害に関する調査・統計の整備状況

#### 国勢調査

【タイトル】	人口・住居国勢調査 (Population and housing census) [ 中央統計庁 (Central Statistical Authority) による ]
【最新版発行年】	1994 年 ( 毎 10 年ごとに実施 )
【障害関連項目】	統計の一部で障害関連の集計がされている。地域、原因、障害関連施設などのデータは含まれていない。1984 年度の国勢調査は、障害関連の情報に関しては 1994 年度の調査に比べて充実していた。

#### その他の統計

【タイトル】	エチオピア障害関連基礎調査 ( アディスアババ大学教育調査研究所 ) Baseline Survey on Disability in Ethiopia (Institute of Educational Research Addis Ababa University)
【最新版発行年】	1995 年
【障害関連項目】	<p>障害者の状況に関する様々な要因の把握をねらいとした調査である。調査の目的は：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 障害の種類と程度の分類</li> <li>- 国内の障害者の一般的な状況の調査</li> <li>- 障害に関する定量的・定性的データの収集</li> <li>- 障害者に影響を与えている社会・文化的要因の調査</li> <li>- 障害に対する態度や認識の調査</li> <li>- 障害に関する統計データの集計</li> </ul>

### 3. 障害関連政策

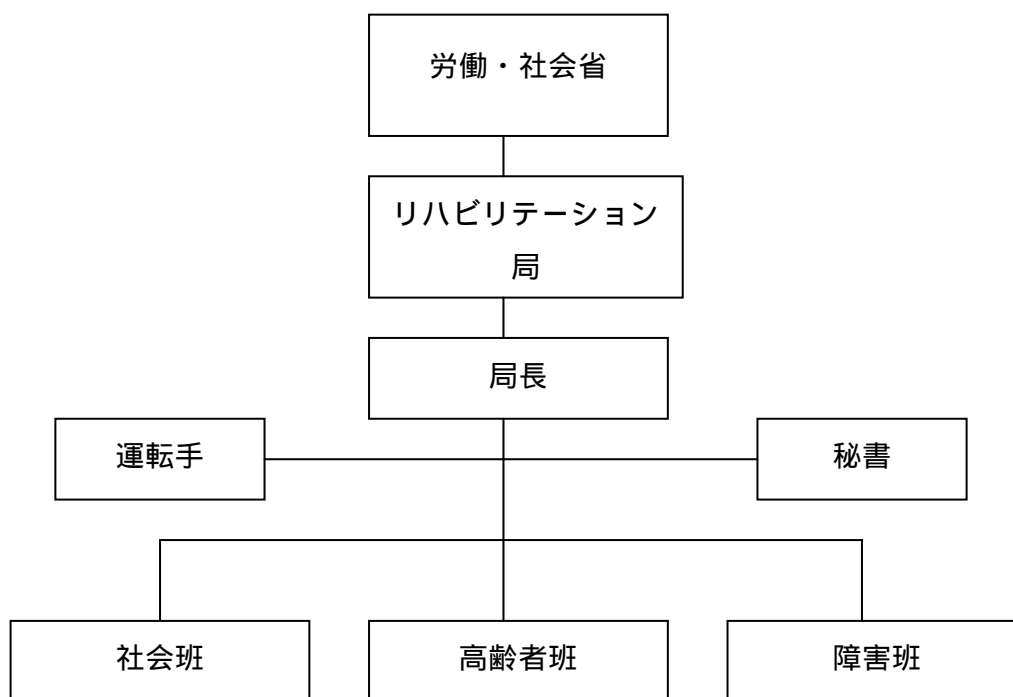
#### 3-1. 障害関連行政

\*行政組織リストについては Annex 1.を参照

#### 中央政府行政

#### 【中央政府行政組織図】

障害関連の連邦政府組織図



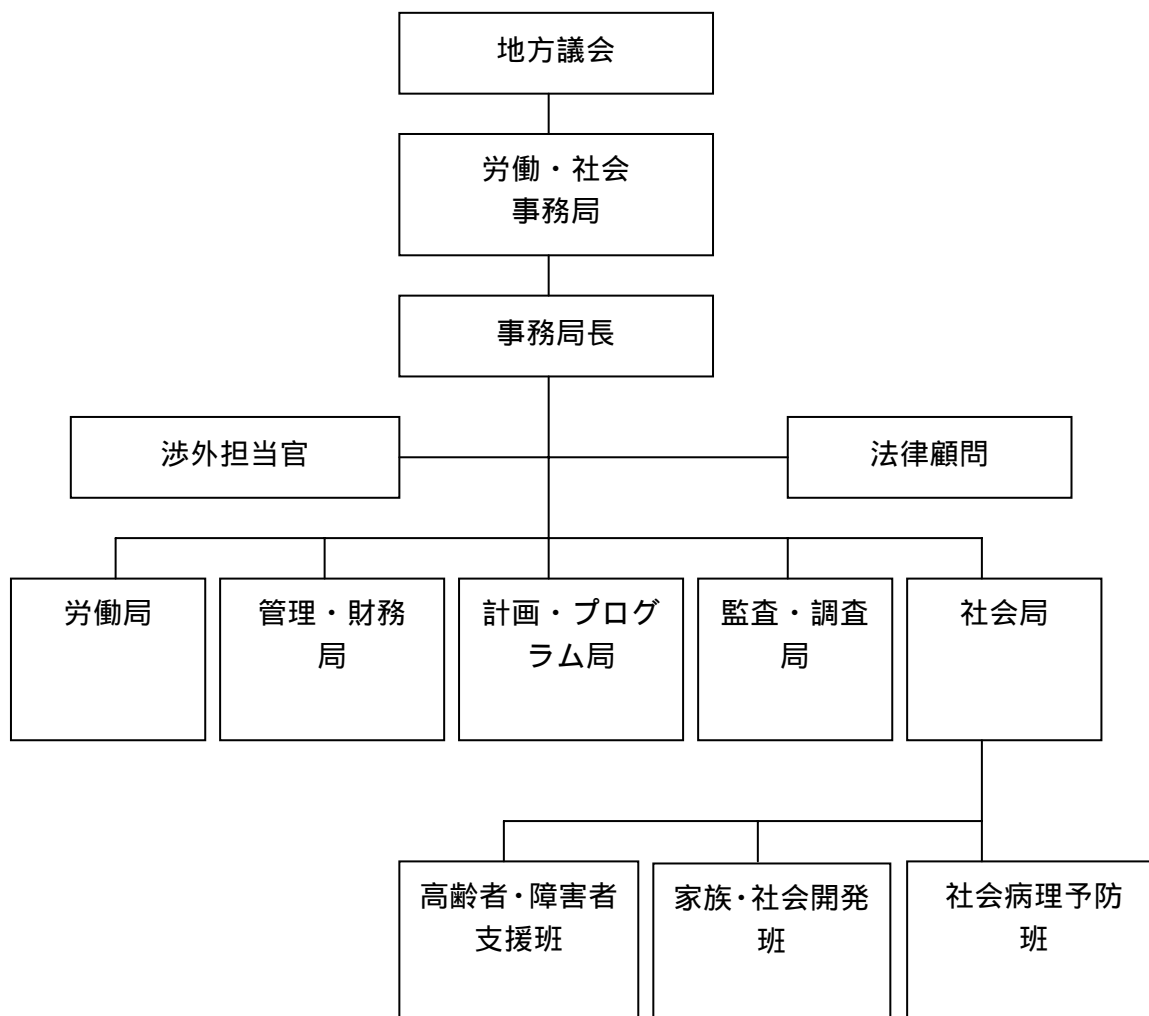
#### 【障害関連担当機関】

【機関名】	【概要】
労働・社会省 (The Ministry of Labour and Social Affairs-MOLSA)	かつては障害者リハビリテーション機関の担当であったが、最近はその機関の責務を引き継いでいる。
リハビリテーション局 (Rehabilitation Affairs Department -RAD)	障害分野のリハビリテーションに関する政策立案、能力強化、意識向上などに取り組む MOLSA 内の部局。局は3班に分かれる。

**地方政府行政**

【地方政府行政組織】

障害関連の地方政府組織図



【障害関連担当機関】

【機関名】	【概要】
労働・社会事務局 (Labour and Social Affair Bureau)	障害関連問題を含む社会問題全般に取り組む。

最近のエチオピア連邦民主政府下では9つの州 (states) と1つの特別管理区 (ディレダワ、Dire Dawa) と連邦政府の首都がある。各地域評議会 (regional council) に労働・社会事務局があり、障害を含む社会問題全般を担当している。地方レベルの行政組織は連邦政府と類似している。障害に関する業務全般 (リハビリテーション、社会統合、障害予防、職業斡旋) は、地方レベルの事務局で班長が統率している。

高齢者・障害者支援班は、班長1名、上級専門家2名、障害者アシスタント1名、タイピスト1名の計5名で構成されている。

### 3-2. 障害関連法律

エチオピアでは複数の憲法のもとに法律や規定が定められている。これら憲法には障害に関する特別な言及はされていない。しかし、障害を持つ市民の権利を守るための宣言がいくつか存在する。

【法律名】	法令第70号 ( Order No. 70 )
【施行年】	1971年
【概要】	皇帝ハイレ・セラシエ時代に制定された法令で、障害者のリハビリテーション機関の設立を規定した。リハビリテーション機関は、社会的、身体的、精神的なリハビリテーションが必要な人々の支援をする。さらに、福祉が脅かされている人々がいれば支援するというエチオピアの伝統を維持することも機関の目的である。

【法律名】	宣言第101号 ( Proclamation No. 101 )
【施行年】	1994年
【概要】	エチオピア暫定政権による宣言。目的は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自然または人為的な原因により障害を持った人を支援する。</li> <li>- 適切な技術訓練を通して雇用機会を創出し、障害に関する問題を緩和する。</li> <li>- 障害者が資格・資質に応じて雇用を得るために、差別をなくし、権利を擁護する。</li> </ul>

【法律名】	宣言第1号 ( Proclamation No. 1 )
【施行年】	1995年
【概要】	エチオピア連邦民主共和国の憲法を発効する宣言。いくつかの条項で障害者を含む全市民の民主的権利が保障されている ( 第11、14、16、18、20、25、28、31項 )。

### 3-3. 障害関連施策

#### 国家開発計画の概要

【計画名】	国家開発計画
【施行年】	不明
<p>【障害関連施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 障害者が個人として自らの能力を生かしたり、社会の発展に貢献したり、政治・経済・社会活動に参加することにより自立するための条件を整える。</li> <li>- 教育、技術訓練、雇用機会の提供を通して障害者が自信を持ち、障害者の福祉を確実に提供するためにその他のサービスを増やしたり適切な法的措置を取ったりする。</li> <li>- 身体・精神障害者が適切な医療・保健サービスや補そう具が受けられるような制度を作る。</li> <li>- 身体・精神障害者が、家庭や地域で適切な支援サービスを受けるための制度を作る。</li> <li>- 家族の支援がない身体・精神障害者のケアを行う特別センター設立に向けて努力する。</li> <li>- 障害に対する意識向上のための、適切で持続的な啓発プログラムを開始する。障害者にとって有害な伝統的な態度・規範・慣習を変える。</li> <li>- 身体・精神障害者にサービスを提供する地域の活動グループ、NGO、ボランティア団体を支援する</li> <li>- 身体・精神障害の原因やひろがりについての理解を深めることによって障害を防止・緩和するための戦略やプログラムを計画する。</li> <li>- 居住地、職場、公共の場所がより障害者にとって利用しやすいように、全ての物理的な障壁を取り払う<sup>11</sup>。</li> </ul>	

### 3-4. 施策の概要

#### 障害の予防・発見・早期療育

##### 【現状】

視覚障害、ポリオ、聴覚障害、知的障害、ハンセン病などのエチオピアのほとんどの障害は、必要な対策を講ずれば防ぐことができる。予防を強化するために、労働・社会省は以下のような行動計画を立てた。

- マスメディアや集会を通して障害の原因や必要とされるケアについて啓発を行う。
- 適切な調査を実施する。
- 全国的予防接種キャンペーンを実施する。

<sup>11</sup> MOLSA; Developmental Social Welfare Policy of FDRE, 1996



- 保健施設を拡大する。
- 交通事故現場での適切な処置を教える。
- 社会経済的問題を解決する。
- 障害者・障害関連団体が予防キャンペーンに参するよう奨励する。
- カリキュラムに障害教育（disability education）を盛り込む。
- 労働安全・衛生管理に訓練を受けた人材が活用できるようにする。

この計画の達成には、保健省、労働・社会省、障害者協会や連合、法務省、農業省、文化・情報省、交通・コミュニケーション省、地方政府、NGO、労働組合やその他の公的団体が責任を負っている。

### 医療サービス・リハビリテーション

#### 【現状】

#### 医療サービス

障害者の医療リハビリテーションのプログラムのねらいは、失ったり損傷した機能を補う器具の提供や、保健ケア（理学療法、水治療法、音楽療法、マッサージなど）によって障害者を支援することにある。医療リハビリテーションの戦略には以下が含まれる。

- 医療リハビリテーションの強化・拡大
- 障害者を治療にまわせる病院の確保
- 適切な訓練を受けた人材の確保
- 医療訓練センターで障害予防ケア教育の導入
- 障害者の医療サービス器具の普及
- 医療サービスの一環として補そう具供給や理学療法の拡大
- 知的障害者の医療ケア・サービスの拡大
- 科学的証拠に支えられた伝統的医療（cultural medicines）の奨励
- 障害者の移動能力を改善するための持続可能な巡回医療サービスの提供

#### 補そう具

国内に障害者の様々な補そう具を製造・供給している施設やワークショップは約 24ヶ所ある。商業販売用の補そう具は輸入されている。

### 教育

#### 【現状】

新しい政策では、障害者は各自の能力や障害に合った教育を保障されると明記されている。

1996年に普通学校に通う障害を持つ生徒は、全国で2572人であった。生徒数が少ない理由としては以下が挙げられる。

- 特殊学校と教員の不足
- 教材の不足
- 学校へのアクセシビリティ
- 障害児を就学させることに対する家族の認識不足

この問題を解決するために、以下のような国家行動計画が立案された。

- 特殊教育の拡大
- 特別教材の利用
- 障害者を疎外しないための意識向上
- 教員、校長、その他教育に携わる人の障害理解に関する研修
- 特殊教育学校、特殊教育教員の増加
- 就学する障害者の支援
- 障害関連団体や家族によるカリキュラム作成への参加
- 学校のバリアフリー整備
- 障害者・健常者の混合学級の設置
- 特殊学校同士の連携
- 障害を持つ女性を就学させるための家族の意識向上
- 障害者のための特殊教材輸入の免税措置
- プログラムの持続可能性の確保

## **社会サービス**

### **【現状】**

障害者は、適切な支援の不足や社会の障害者に対する態度によって国家開発に参加できない状況にあった。障害者の参加と社会統合を促進するために、以下の政策が策定された。

### **アクセシビリティ**

道路、建物、交通機関、公共の娯楽場などは、障害者にとってアクセスしづらい。この問題を緩和するために、以下の戦略が策定された。

- 障害者が利用しやすい建物、道路の建設を規定する法律・規制の整備

- 障害者に配慮するための公共交通機関への指導
- 障害関連団体の建設デザイン設計への参画
- 点字・読みやすい文字の表示
- 手話の普及

### 意識の向上

社会では一般的に、障害者は何もできない人であると認識されており、障害者に劣等感を植え付けている。意識向上に関する政策は前出の項目で述べた政策に含まれる。

### 障害者の組織

障害者にとって、日々の活動に参加し他の人と平等に意思決定をするために、障害者が自ら組織を作り、交わることが重要である。障害者の団体や活動についての政策は立案中である。

### 宗教

障害者はあらゆる宗教を信仰する権利があるが、実際には障害者の自由意志は否定されている。この問題を解決する適切な政策は立案中である。

### 文化、スポーツ、レクリエーション、家族生活、個人の安全保障

障害者が自分の国の歴史的な背景を学び、スポーツやレクリエーションに参加し、健康・精神保健を保ち、社会との関わりを持つ権利は、その他の人々と同等である。労働・社会省は、内閣官房の社会・安全保障部(Social and Security Sector of the Prime Minister's Office)が率いる国家委員会(National Committee)と共同でこの分野の政策を立案し、ほとんどの省庁や関係機関がこれらの政策実施に携わっている。

### 職業・雇用

#### 【現状】

エチオピア政府は、障害者の雇用についてはILOの規約に従うとする宣言第101号(proclamation No.101)を1993年に発表した。これを実行するために労働社会省は以下の行動計画を立てた。

【関連施策名】	行動計画
【施行年】	不明

**【施策の目的/概要】**

- 障害者の職業訓練を拡大する。
- 訓練センターは障害者・健常者のニーズや障害者の訓練ニーズに応える。
- 有能で技量のある職業リハビリテーションワーカーを養成する。
- リハビリテーションに関する調査を行う。
- 障害者を奨励する制度を構築する。
- 授産施設など障害者のための施設を設置する。
- 障害者を受入れ、雇用する施設を奨励する。
- 宣言第 101 号（1993 年）を実施する。
- 障害者の自営制度を設ける。
- 障害者にとって働きやすい労働環境を整備する。
- 女性障害者の職業リハビリテーションへの参加を奨励する。

また、職業リハビリテーションは障害者の自立を助ける重要な手段の一つであるが、特殊教育施設の数や社会の認識が不足している。

**地域に根ざしたリハビリテーション（CBR）**

**【現状】**

チェシャー基金（Cheshire Foundation）は、農村の子どもを対象とした巡回訪問と CBR プログラムを行っている。また、クリスチャン・ブラインド・ミッション（CBM）、セーブザチルドレン基金、オックスファム（Oxfam）などの国際 NGO は、CBR プログラムを実施している地元の NGO を支援している。

**情報とコミュニケーション**

**【現状】**

聴覚障害者の教育において、手話が第一言語として使用されており、聴覚障害者間の主な意思伝達手段として認知されている。メディアによる障害者に適したサービスの提供を奨励する政府の政策があるが、その他の公共情報サービスへのアクセスを向上させる対策はない。障害者とその他の人々との間の情報交換や意思伝達を促進するために、点字本、朗読テープ、主要な行事での手話通訳の手配などのサービスが提供されている。

**3-5. 障害分野専門家・ワーカー**

<b>【職種名】</b>	<b>【訓練を受けた人数】</b>	<b>【養成・資格制度】</b>
--------------	-------------------	------------------

補そう具技師	32 名	補そう具製造ワークショップ・センターでの 3 年間の訓練
補そう具技師アシスタント	103 名	補そう具製造ワークショップ・センターでの 3 ヶ月の実習 (OJT)
理学療法士	13 名	3 年間の訓練
理学療法士アシスタント	39 名	
社会リハビリテーション ワーカー	6 名	

いくつかの保健訓練センターでは任意受講コースを通して医学生を訓練しており、上記の分野で技術者として勤務できる可能性もあるので、上記の数値は全ての技術者を含んでいるとは言えない<sup>12</sup>。

<sup>12</sup> Assessment Report on the status of prosthetic, orthotic and related appliance manufacturer, Amharic Version by MOLSA, March 1999

## 4. 障害分野における活動の概況

### 4-1. 障害関連団体による活動

\*団体リストについては Annex 1.を参照。

#### 当事者団体

障害関連協会は5団体あり、これら5つの協会はエチオピア障害者連盟（Ethiopian Federation of Persons with Disability）を形成している<sup>13</sup>。知的障害者の協会では障害者に代わり家族が代表となっているが、その他の協会では障害者自身が活躍している。各協会は事務所を持ち、事務局長が理事会運営に責任を持っている。理事は執行委員会により任命され、執行委員会は総会で任命される。

### 4-2. 国際機関・その他の機関の障害分野に関する援助実績

\*援助実績のリストについては Annex 2.を参照

#### 国際機関・その他機関の援助実績

国際教育文化科学機関(UNESCO)は聴覚障害児の学校に資金援助をしている。また、セーブザチルドレン基金、Oxfam、CBMなどの国際NGOはエチオピアの障害者支援においては主要な役割を果たしており、これらのNGOによるプログラムはCBR、職業訓練、意識向上、教育支援などを含む。

#### 日本の援助実績

障害者に直接関連した日本の援助は行われていない。

<sup>13</sup> 5団体は、エチオピア身体障害者協会(Ethiopian Association of the Physically Handicapped)、エチオピア国家盲人協会(Ethiopian National Association of the Blind)、エチオピア国家聾啞協会(Ethiopian National Association of the Deaf)、知的障害者支援団体(Support Organization of the Mentally Handicapped)、エチオピア国家ハンセン病患者協会(Ethiopian National Association of Ex-leprosy Patient)である。

## 5. 参考資料

この報告書は、主にローカルコンサルタントによる調査報告書に基づいている。

### ローカルコンサルタント調査報告書:

Wa'el International Business and Development Consultant (2000), *Country Profile Study on Persons with Disabilities, Ethiopia*

### その他の資料:

国際協力事業団「国別貧困情報 - エチオピア」2002年

USAID Ethiopia homepage <http://www.usaidethiopia.org>